

## 公立甲賀病院組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画

令和4年6月10日  
公立甲賀病院組合 管理者

公立甲賀病院組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、公立甲賀病院組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

### 1. 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間とします。ただし、期間内に著しく採用状況等に変動が生じ、本計画の変更が必要な場合は適宜見直しを行います。

### 2. 現状・分析

当病院組合は、平成31年3月31日までは、公立甲賀病院の設置・運営を行ってきましたが、同年4月1日から公立甲賀病院が地方独立行政法人へ移行したことにより、業務内容が大幅に縮小しました。

今年度4月1日の職員数は1人（定数2名）という状況です。

#### (1) 職員数（令和4年4月1日時点）

	男性	女性
職員数	1	0
割合	100%	0%

#### (2) 女性職員の採用割合（令和4年4月1日時点）

	採用職員	男性	女性
職員数	0	—	—
割合		0%	0%

※ 採用試験を実施していません。

#### (3) 継続勤務年数の男女差

	全職員	男性	女性
平均勤続年数(年)	1	1	—

(4) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務の状況

	合計	男性	女性
月平均（時間）	0	0	—

(5) 管理的地位にある職員に占める女性の割合

	合計	男性	女性
管理職人員(人)	1	1	0
割合		100%	0%

(6) 男女別の育休取得率・平均取得日数

	合計	男性	女性
取得人員(人)	0	0	—
割合		0%	—

(7) 男性の配偶者出産休暇等の取得率

	合計	男性
取得人員(人)	0	0
取得率		0%

3. 目標

職員の増員を行う場合には、採用試験受験者数を増加させることを目標とし、受験者総数のうち女性が占める割合を20%以上に設定します。

4. 取組の内容及びその実施時期

職員採用を行う場合には、女性の採用試験受験者が増えるよう、効果的な周知・広報方法を検討します。